

現 行	改正後
（有給の休暇等） 第三十条 年次休暇、公傷病休暇、公民権の行使のための休暇、証人等としての出頭のための休暇、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、忌引、災害による住居の滅失等の場合の休暇、出勤困難な場合の休暇、短期家庭支援休暇、配偶者出産補助休暇、子の看護等休暇、育児参加のための休暇及び健康支援休暇（第十九条の管理者が別に定める会計年度任用職員に与えるものに限る。）は、有給の休暇とする。 2 <u>骨髄移植等のための休暇、育児時間</u>、健康支援休暇（前項に規定するものを除く。）、妊産疾病休暇、<u>短期介護休暇</u>、家庭支援休暇及び介護部分休業は、無給の休暇とする。	（有給の休暇等） 第三十条 年次休暇、公傷病休暇、公民権の行使のための休暇、証人等としての出頭のための休暇、<u>骨髄移植等のための休暇</u>、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、<u>育児時間</u>、忌引、災害による住居の滅失等の場合の休暇、出勤困難な場合の休暇、短期家庭支援休暇、配偶者出産補助休暇、子の看護等休暇、<u>短期介護休暇</u>、育児参加のための休暇及び健康支援休暇（第十九条の管理者が別に定める会計年度任用職員に与えるものに限る。）は、有給の休暇とする。 2 健康支援休暇（前項に規定するものを除く。）、妊産疾病休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業は、無給の休暇とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三十条の規定は、この規程の施行の日以後に与えられる休暇について適用し、同日前に与えられた休暇については、なお従前の例による。

（交通局総務部総務課）